

明石市屋外広告物条例案（骨子）に関する 意見の募集について

条例制定の趣旨

これまで、屋外広告物に対する規制については、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に基づき兵庫県屋外広告物条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）が制定されており、市では許可事務についてのみ県から権限移譲を受け、県条例の基準に基づいて事務を行ってきました。

今回の中核市移行に伴い、すべての規制を中核市が行うこととなることから、明石市屋外広告物条例を制定します。

※兵庫県屋外広告物条例については以下の URL をご覧ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000020.html

屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、以下の 2 つの観点を目的として、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置とこれらの維持、また、屋外広告業について、必要な規制を定めるものです。

<屋外広告物法の目的>

- ①良好な景観の形成及び風致の維持
- ②公衆に対する危害の防止

「屋外広告物」とは

「屋外広告物」とは、次の 4 つの要件のすべてを満たすものをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※商業広告だけでなく、営利を目的としないものも含まれます。

※屋外広告物を表示等するための架台やおもりなども規制の対象となります。

※文字により表示されたものだけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなど一定の概念、イメージなどが表示されているものも屋外広告物に含まれます。

※ただし、次のようなものは屋外広告物に含まれません。

- ・街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ・建築物の窓ガラス等の内側から表示等されているもの

- ・ 駅等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物
- ・ 工場、野球場、遊園地等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- ・ 音響広告

など

条例制定にあたっての考え方

市条例制定にあたっては、これまで県条例に基づく移譲事務として許可事務を行ってきたことから、許可事務の円滑な継続を図るために基本的には県条例の内容を引き継ぎます。

それに加え、明石のまちの良さと活力をさらに高めるべく、以下の視点を盛り込みます。

※屋外広告物と屋外広告物を掲出する物件を合わせて「広告物等」と言います。

1. 明石の地域特性を生かしたまちなみの形成に向けて

○「特別規制地区」指定制度の新設

本市の持つ自然、歴史、文化など豊かな地域特性を生かした良好な景観を形成するため、広告物等について、特段の規制を行う必要があるときは「特別規制地区」として指定し、当該地区固有の許可基準をもって、許可を行う制度を新たに設けます。

指定対象となる地区は未定ですが、本市の顔となる場所、また、本市を印象づける場所などを対象として必要に応じて検討します。

2. 「安全・安心のまちづくり」に向けて

○管理及び点検の強化

広告物等においては、近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられる中、平成 27 年 2 月に札幌市では被害者が意識不明の重体となる落下事故が発生し、その後も全国で落下事故が少なからず発生しています。

このような落下、倒壊等により、近隣住民や通行人に重大な危害を与える恐れがある事故を発生させないために、広告物等における安全性の確保がより一層求められている状況を踏まえ、広告物等の点検義務に関する規定を新たに設け、その中で、落下、倒壊等の危険性が高い一定規模以上の広告物等について

は、一定の資格保有者（屋外広告士や建築士等）による管理及び許可更新時における点検を義務付けます。

3. 「地域活力の向上」に向けて

○地域主体による協働のまちづくり活動などのための広告物等の掲出推進

地域のまちづくり活動において、「市民主体のまちづくり」を進めるため、まちづくりのための市民組織の役割が大きくなっています。

県条例においては、まちづくり協議会や自治会など（以下、「まちづくり組織」と言う。）が主体となり広告物等の表示等をするとき、当該広告物等が地域のまちづくり活動の一環として表示等されるものであっても、店舗や事業所などの広告物と同様の制限を受け、禁止物件や禁止地域等での表示等を制限しています。

市条例においては、まちづくり組織によるまちづくりや地域活動の一環として表示等をされる広告物等は、地域活力の向上に寄与するものであることから、一定の範囲内で禁止物件や禁止地域等であっても表示等を可能とします。

4. 「暮らしやすさや暮らしの質の向上」に向けて

○「可変表示式広告物」（電光により表示内容を変える広告物等）に対する新たな制限を新設

広告物業界における技術進歩は目覚ましいものがあり、LEDなどの光源を利用し広告物そのものを発光させるものに留まらず、常時表示内容を変えることができる液晶ディスプレイを利用したビジョン広告など、新たな広告形態が急速に進歩しています。

これらの広告物は視認性が高く、また、表示内容の変化や点滅などにより、目に留まりやすい広告としての効果がある反面、景観や住環境への影響が懸念され、暮らしや住環境の質の低下を招く恐れもあります。

そのため、新たな広告形態に対する予防策として、電気を利用した光によって文字や映像を表示し、常時表示内容を変えることができる広告物を「可変表示式広告物」と定義し、住環境における景観への影響に配慮した制限（表示面積や設置個数など）を新たに設けます。

条例（案）の概要

「条例制定にあたっての考え方」を踏まえた条例（案）の概要を示します。

1. 条例制定の目的

屋外広告物法の規定に基づき、広告物等に関する事項及び屋外広告業に関する事項について、必要な規制を行うことで、①良好な景観の形成及び風致の維持及び②公衆に対する危害を防止することとします。

2. 責務

条例の目的を達成するため、市、広告主等、市民、それぞれの責務を定めます。

①市の責務

市民、広告主等などの意識の啓発、自主的な活動の支援など必要な施策を策定及び実施する。

②広告主等の責務

条例を遵守し、条例の目的に配慮するとともに、市が実施する施策に協力する。

③市民の責務

市が実施する施策に協力する。

3. 広告物等の制限

(1) 広告物等の許可について

市内全域において、広告物等を表示又は設置しようとする場合は、市長の許可を受けなければならないこととします。

※一定の要件を満たせば許可の不要な場合があります。

①許可の基準

広告物等の表示又は設置の位置、形状、面積、色彩などの許可の基準を定めます。

※基本的には兵庫県条例の基準を引き継ぎます。

※「可変表示式広告物」（電光ニュース板、電光広告板、映像装置など常時表示内容を変えることができる広告物）に対して、新たな制限を設けます。

<住居系地域内に設置するとき>

- ・自家用広告物に限る
- ・設置数は1個以下

- ・ 1方向の表示面積は5㎡以下、表示面の面積の合計は10㎡以下
- ・ 上端の地上からの高さは5m以下

など

<商業系、工業系地域で住居系地域から100m以内の地域で視認できるとき>

- ・ 1方向の表示面積は10㎡以下、表示面の面積の合計は20㎡以下
- ・ 上端の地上からの高さは10m以下

など

②許可の期間及び条件

良好な景観の形成や危害を防止するため、許可に際して必要な条件を付けることができることとします。なお、許可の期間は2年以内とします。

③変更及び更新の許可

許可を受けた広告物等の内容の変更、改造又は移転をしようとするときは、許可を受けなければならないこととします。

許可を受けた広告物等について、許可の期間満了後の引き続き表示又は設置しようとするときは、更新の許可を受けなければならないこととします。

(2) 「特別規制地区」指定制度

※「特別規制地区」指定制度を新たに設けます。

①地区指定

地域の自然、歴史、文化その他の特性を生かした良好な景観を形成するため、当該地域における広告物等の表示又は設置について、特に規制を行う必要があるときは都市景観審議会の意見を聴くなどの手続きを経て、「特別規制地区」として指定できることとします。

②許可の基準

「特別規制地区」を指定しようとするときは、当該特別規制地区の状況に応じた許可の基準を都市景観審議会の意見を聴いたうえで、規則で定めることとします。

(3) 禁止地域等

良好な景観の形成や風致の維持の観点から、広告物等の表示又は設置を禁止する区域、地域または場所を定めます。

※ただし、一定の要件を満たせば掲出できる場合があります。

<主な禁止地域等>

- ・都市計画法の規定により定められた住居専用地域
- ・兵庫県景観の形成等に関する条例により指定された景観形成重要建造物の敷地
- ・市都市景観条例により指定された都市景観形成重要建築物の敷地
- ・文化財の建造物の周囲、史跡に指定された地域
- ・保安林
- ・国立公園、都市公園
- ・道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらの接続する地域で市長が指定する区域
- ・河川、池沼、海浜これらの付近の地域で市長が指定する区域
- ・港湾、駅前広場、これらの付近で市長が指定する区域
- ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
- ・古墳、墓地、火葬場及び葬儀場の敷地、社寺及び教会の境域
- ・その他市長が指定する地域又は場所

(4) 禁止物件

良好な景観の形成や風致の維持の観点から、広告物等の表示又は設置を禁止する物件を定めます。

<主な禁止物件>

- ・橋梁、トンネル、高架構造物、分離帯
- ・石垣、よう壁など
- ・街路樹、路傍樹
- ・信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラーなど
- ・パーキング・メーター、パーキングチケット発給設備
- ・市長が指定する区域内にある電柱、街灯など
- ・消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ・郵便ポスト、公衆電話ボックス、路上受変電設備
- ・発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔
- ・煙突、ガスタンク、水道タンクなど
- ・銅像、神仏像、記念碑など
- ・その他市長が指定する物件

(5) 適用除外

社会生活を営むうえで必要な広告物等については、一定の範囲内で各種の規制（許可手続き、禁止地域等、禁止物件）の適用を除外します。

①許可を受けることなく、禁止地域等・禁止物件又は禁止地域以外の市内全域（以下、「許可地域」と言います。）に掲出できるもの

- ・法令の規定によるもの
- ・公職選挙法による選挙ポスター等
- ・公益上必要な施設における寄贈者名等のうち小規模なもの
- ・公共広告物

※「公共広告物」の設置主体である「公共的団体」の対象として、自治会、まちづくり協議会など住民が組織する団体を市長が指定することで、地域主体による協働のまちづくり活動などの公共的目的をもった広告物等については「公共広告物」とみなすこととなります。

②許可を受けることなく、禁止地域等又は許可地域に掲出できるもの

- ・自家用広告物及び管理用広告物のうち小規模なもの
- ・冠婚葬祭等による一時的なもの
- ・講演会や音楽会などによる催物のためのもので一時的かつ小規模なもの
- ・電車や自転車に表示する事業者名や店名等
- ・人、動物、航空機等に表示するもの
- ・非営利目的のためのはり紙、はり札、広告旗・立看板等で一定の要件を満たすもの

など

③許可を受けることにより、禁止地域等に掲出できるもの

- ・自家用広告物のうち小規模なもの
- ・道標、案内図板等
- ・案内誘導広告物
- ・自動車に表示するもの
- ・指定道路の区間から視認できないもの

(6) 禁止広告物等

著しく汚染、破損した広告物等、倒壊または落下のおそれがある広告物等や道路交通の安全を阻害するおそれがある広告物等は、良好な景観の形成を阻害し、また、危害を及ぼす恐れのあることから、表示又は設置することはできないこととします。

(7) 完了の届出

許可を受けた広告物の取付けが完了したときは、届出を必要とします。

(8) 管理義務等

広告物等の表示又は設置する者や広告物等管理者は、当該広告物等に関して補修、除却など必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に保持することを義務付けます。

① 広告物等管理者の設置

広告物等を表示又は設置する者は、許可を受けた広告物等を常に良好な状態に保持することができる者として、広告物等管理者を置かなければならないこととします。

広告物等を表示又は設置する者が県内に住所などを有しない場合は、県内に住所を有する者を広告物等管理者としなければならないこととします。

※管理の強化に関する規定を新たに設けます。

一定の規模以上（高さが4mを超える広告物）の広告物等管理者は、一定の資格（屋外広告士、建築士、電気工事士など）を有する者としなければならないこととします。

② 広告物等管理者の設置届出

広告物等管理者を設置したときや変更したときは、届出を必要とします。

(9) 点検義務

※点検に関する規定を明確化し、その強化に関する規定を新たに設けます。

更新の許可を申請する場合、広告物等の表示または設置する者または広告物等管理者は、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付けています。また、更新許可申請時にその結果を報告しなければならないこととします。

(10) 除却義務

広告物等の表示または設置する者は、許可期間の満了、許可の取り消しを受けたとき、また、広告物等の掲出が必要でなくなったときは、当該広告物等を除却しなければならないことを義務付けています。また、除却をしたときは届出を必要とします。

(11) 広告景観モデル地区

①地区の指定及び基本方針等の策定

広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要な区域を都市景観審議会の意見を聴いたうえで「広告景観モデル地区」として指定できることとします。

あわせて、当該地区における広告物等と地域環境の調和に関する基本方針である「広告景観モデル地区基本方針」及び広告物等の表示又は設置の方法に関する基準である「広告景観形成基準」を都市景観審議会などの意見を聴いたうえで定めることとします。

②広告景観形成基準の遵守等

広告景観モデル地区内で広告物等を表示又は設置しようとする場合は、広告景観形成基準に適合するよう努めるものとし、市長は必要な指導、助言又は勧告ができることとします。

4. 屋外広告業の制限

(1) 屋外広告業の登録

市の区域内において、屋外広告業を営もうとする場合は、市長の登録を受けなければならないこととします。

※兵庫県知事の登録を受けた者に関する特例があります。

兵庫県条例に基づき知事の登録を受けている業者が、市の区域内において、屋外広告業を営もうとする場合は、登録に替わり、県知事の登録を受けている旨の届出を提出することとします。

届出を提出した業者に対しても登録業者と同様に条例に違反するなどした場合は、営業の停止などを命ずることができることとします。

(2) 登録の有効期間

有効期間は5年とし、有効期間の満了後、引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、更新の登録を受けなければならないこととします。

(3) 登録事項の変更の届出

屋外広告業の登録された事項に変更があったときは届出を必要とします。

(4) 廃業の届出

屋外広告業者が死亡や法人合併による消滅などに至ったときは届出を必要とします。

(5) 業務主任者の設置

登録にあたって、屋外広告業者は営業所ごとに資格要件（屋外広告士、県などの開催する講習会の修了者など）を満たす業務主任者を置くことを義務付けます。

業務主任者は条例などの法令遵守や工事の適正な施工などの安全確保に関することなどの業務の総括に関するを行うこととします。

(6) 登録の取消し等

屋外広告業者の不正登録や条例に違反するなどした場合は、6月以内の期間を定めて営業の停止などを命ずることができることとします。

5. 違反広告物などに対する措置

(1) 措置命令、許可の取消し等

市長は、条例の規定内容や許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示又は設置した者、又は広告物等管理者に対して、表示又は設置の停止や除却などの必要な措置を命令することができることとします。

市長は措置命令の違反などに対し許可を取り消すことができることとします。

(2) 罰則

この条例の規定に違反した以下の場合には、罰金を科すこととします。

①50万円以下の罰金

- ・違反広告物に対する除却等の措置命令に違反した者
- ・違反屋外広告業者の営業停止命令に違反した者
- ・登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- ・不正の手段により登録を受けた者

②30万円以下の罰金

- ・必要な許可を受けずに広告物等を表示又は設置した者（変更の場合を含む）
- ・禁止地域等や禁止物件の規定に違反して広告物等を表示又は設置した者
- ・屋外広告業に関する変更の届出をしていない者、又は虚偽の届出をした者
- ・屋外広告業に関する特例の届出をせずに市の区域内で屋外広告業を営んだ者、又は、虚偽の届出をした者

③20万円以下の罰金

- ・市長が求めた報告や資料の提出をせず、若しくは、虚偽の報告や資料の提出をした者、又は、立ち入り検査を拒否した者など

④5万円以下の罰金

- ・広告物等管理者に一定の資格を有する者を置く義務がある広告物等について、広告物等管理者を設置していない者

(3) 過料

この条例の規定に違反した以下の場合には、5万円以下の過料を科すこととします。

- ・屋外広告業に関する廃業の届出をしていない者
- ・屋外広告業に関する標識の掲示をしていない者
- ・屋外広告業に関する帳簿を備えず、記載をせず又は虚偽の記載をし、帳簿を保存しなかった者

6. 経過措置

この条例の施行日前に兵庫県屋外広告物条例の規定により現に適法に掲出されている広告物等で、この条例の許可の基準などに適合しなくなる場合は、経過措置期間を設け、条例の規定の一部の適用を一定の期間猶予することとします。